

2018年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

## 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1、安心できる介護保障について

#### ★(1)介護保険料・利用料について

##### 長寿介護課

① 介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

##### 【回答】

現在も介護保険料の減免は実施していますが、今後他市町村の状況も参考に研究してまいります。また、介護保険料は所得段階に応じた乗率で設定しており、岩倉市は国の設定した所得段階よりも細かく設定することで所得に応じた負担となるよう努めています。なお、現在第1段階の人には国の制度による保険料軽減措置がとられています。

##### 長寿介護課

② 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

##### 【回答】

現在も介護利用料の低所得者への軽減は社会福祉法人等による利用者負担の軽減や、特定入所者介護サービス費の支給等で実施していますが、今後他市町村の状況も参考に研究してまいります。また、高額介護サービス費や高額医療・介護合算サービス費の支給によって、月額または年額で一定以上の負担を超えた利用者には負担の軽減を行っています。

##### 長寿介護課

#### ★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

##### 【回答】

介護保険利用の相談窓口では、介護保険担当の職員が対応しており必要な知識を持った職員と保健師を配置しております。また、介護保険を利用されている人の状態や希望するサービス等の聞き取りを行い、要介護認定が必要な人が要介護認定申請につながるよう案内を行っています。

### (3)基盤整備について

##### 長寿介護課

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

##### 【回答】

特別養護老人ホームについては、平成28年4月に岩倉市内に1か所整備し、待機者の解消に努めています。小規模多機能施設等については、岩倉市の実情を勘案しつつ、他の地域密着型サービスを含めて整備の必要性を研究してまいります。

### 長寿介護課

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

#### 【回答】

特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上とされていますが、個人の容態や事情により、要介護1・2でも在宅での介護が困難な人については入所できるよう意見を伝えています。

## ★(4)総合事業について

### 長寿介護課

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

#### 【回答】

総合事業のサービス利用については、地域包括支援センターが適切に介護予防ケアマネジメントを行うことで、現行相当サービスや緩和した基準によるサービス等、利用者に必要なサービスが利用できるように調整します。「状態像」の押しつけや無理な「卒業」にはつながらないように、適切なアセスメントとサービス利用に努めます。

### 長寿介護課

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

#### 【回答】

平成29年度から開始した総合事業の利用状況を精査し、適切にサービス利用ができるよう総合事業費の確保に努めます。

## (5)高齢者福祉施策の充実について

### 長寿介護課

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

#### 【回答】

社会福祉協議会や老人クラブ等からの助成もありますが、平成29年4月より住民主体による通所型サービスBを行うために高齢者サロン交流活動への補助金を設けています。

また、平成28年度から市民活動助成金を活用し、サロンの運営をしている団体もあり、助成の実施・拡充に努めています。

### 長寿介護課

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

#### 【回答】

住宅改修、福祉用具購入費については受領委任払い制度を実施しています。

## ★(6)障害者控除の認定について

### 長寿介護課

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

#### 【回答】

障害者控除の認定は、要支援2以上の人を対象としています。要支援1については今後の検討課題であると考えます。

### 長寿介護課

③すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

#### 【回答】

要支援2から要介護5の対象者へ、毎年11月初旬に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付しています。

## 2. 国保の改善について

### 市民窓口課

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

#### 【回答】

保険税の課税は、応益割と応能割で課税されており、応益割は所得にかかわらず課税されることから、軽減措置が設けられています。また、特別な事情により支払いが困難な場合は、申請により減免が適用されます。

保険税を引き下げるための一般会計からの繰入額の増額は考えておりません。

### 市民窓口課

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

#### 【回答】

特別な事情により保険税の支払いが困難な場合は、子どもの均等割について申請により減免が適用されます。

### 市民窓口課

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

#### 【回答】

納付計画を守り納付している世帯には、通常の保険証を交付しています。

### 市民窓口課

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

### 【回答】

短期保険証を交付する場合は、一律的な取扱いとはせず、対象となる被保険者と接触する機会を持ち、生活実態を把握したうえで判断しています。滞納者への差押えについては法令を遵守し、差押え禁止財産に対する差押えは実施していません。

### 市民窓口課

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

### 【回答】

国の基準に沿った実施をしており、広報などで周知を行っています。

### 市民窓口課

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

### 【回答】

高額療養費に該当した場合、個別に通知し勧奨をしています。平成30年4月からは、70歳以上の世帯については、申請は初回のみとし、2回目からは申請を省略しています。

### 税務課

#### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

### 【回答】

当市では、従来から差押禁止財産に対する差し押えは実施していません。また滞納整理にあたっては、自主納付により完納に至ることができるよう相談に応じています。相談する中で減免制度等の基準に該当にする方につきましては、各種制度について案内し、納付方法の相談にも応じています。

#### 4. 生活保護について

### 福祉課

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

### 【回答】

憲法第25条及び生活保護法（以下「法」という。）を順守し、生活保護が必要な方には必要な手順を踏み適正に生活保護を開始し、生活を援護しています。

また、法第2条には「この法律の定める要件を満たす限りこの法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と規定しており、本市においても保護請求権を保障しています。申請時には、法第27条の2の規定に基づき必要な助言などを行います。県の指導により適切に行っています。

### 福祉課

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

#### 【回答】

ケースワーカーなど専門職を含む正規職員については、適正な配置に努めています。研修については、「生活保護尾北ブロック研究会」に参加するなど、その充実にも努め、就労支援員によるきめ細やかな就労支援やケースワーカーによる生活指導、支援を行っています。

### 福祉課

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

#### 【回答】

ミスによる過誤払いが生じないように、適正な職員配置と職務の遂行に努めています。もし発生した場合にはご本人への説明、理解を求めたうえで個々の状況や最低限度の生活保障を勘案しながら対応をしていきます。

### 福祉課

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

#### 【回答】

制度に基づき適切に対応してまいります

### 福祉課

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

#### 【回答】

愛知県が作成した説明冊子の活用や、窓口で市役所の通訳を介して対応をしています。

## 5. 福祉医療制度について

### 市民窓口課

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

#### 【回答】

県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えています。

### 市民窓口課

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

### 【回答】

県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えています。

### 市民窓口課

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

### 【回答】

精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者に対し、一般診療について助成対象としています。また、自立支援医療(精神通院)対象者についても、精神通院分を助成対象としています。

### 福祉課

⑤ 難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

### 【回答】

障害認定や障害福祉サービスは、福祉課で行っています。介護サービスを利用する際の相談・申請は長寿介護課で遅滞なく行うよう情報の共有化を行っております。難病患者で障害福祉サービスを利用している方は市内には、現在いません。ただし、難病患者の医療費助成を実施している保健所とも障害福祉サービス等の利用が必要な方でフォローが必要な方がいる場合は福祉課へ情報提供してもらい連携して対応できるように関係づくりに努めています。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

### 福祉課

① 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

### 【回答】

愛知県が昨年調査結果を公表した「愛知子ども調査」の結果を参考にしていきますので、岩倉市独自の調査は考えておりません。

### 子育て支援課

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

### 【回答】

岩倉市では、ひとり親家庭等の支援として、母子・父子家庭自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金(修了支援給付金))、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業、日常生活支援事業を実施しています。

また、母子・父子自立支援員2人を配置し、就労のための自立支援プログラムの策定や、や各種制度の案内、就業に向けての情報提供を行っています。

### 学校教育課

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

#### 【回答】

当市では、平成29年度に、これまで生活保護基準額の1.1倍であった基準を1.2倍へ拡大しました。また、新入学児童生徒学用品費の入学前支給についても平成29年度から実施することとし、平成30年度入学予定者に対して、入学前の2月に支給を行いました。

制度の周知については、年2回の広報紙への掲載、年度当初の全児童生徒への案内ちらしの配布、2月に開催する入学説明会における案内チラシの配布のほか、ホームページへの掲載や保育園、幼稚園等を通じて周知啓発に努めています。

### 福祉課

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

#### 【回答】

学習支援の取組は平成27年度から始めており、学習の「場」だけでなく子どもの「居場所」となることも目的としています。「こども食堂」については、市内でもNPO法人などの取組が始まっていますので、今後研究をしていきたいと思っております。

### 学校教育課

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

#### 【回答】

給食費の無償化につきましては、学校給食法第十一条の規定により、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とする、と明記されております。よって、当市では、原材料費のみ保護者の負担をお願いしております。なお、保護者負担の軽減に配慮するため、市の単独事業として義務教育課程内における第3子以降の給食費の無償化を実施しております。

### 子育て支援課

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

#### 【回答】

私立の保育施設に対して、国の基準に則って施設型給付費を支給しております。また、独自補助として認定こども園等運営費補助金を支給しており、適切な職員配置ができるよう支援しております。国庫補助につきましては、安全な保育を実施できるよう必要な財政支援の拡充を県の会議等を通じて要請していきます。



## 7. 障害者・児施策の拡充について

### 福祉課

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

#### 【回答】

障害者が、地域で安心して生活できるよう社会資源を整備することは、重要なことと考えます。地域生活への移行を進めるため、適宜、事業所へ情報提供を行い（、グループホーム等を実施するサービス事業所に参入を働きかけ、）施設整備に向け支援に努めています。

### 福祉課

②移動支援（地域生活支援事業）を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

#### 【回答】

原則として通学かつ長期の利用はできませんが、通学・通所・通勤の経路習得等訓練のための一時的な利用や介護者の急病などの際には限定的に利用できます。入所施設の入所者も原則的には、認めておりませんが一時帰宅で介助が必要だと判断された場合など個別の事情を勘案したうえで、認めている場合もあります。

### 福祉課

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

#### 【回答】

入院中のヘルパー派遣については、（医療機関による院内スタッフで対応）原則認めていませんが、外泊中や一時帰宅時など、やむを得ない場合の派遣は、話し合いにより、認めています。

### 福祉課

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

#### 【回答】

国の制度の中で対応します。低所得者に配慮した負担額は無償化で実施しております。

### 福祉課

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

### 【回答】

打ち切りは行っておりません。介護保険の対象となる方には、高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに制度を説明した上で利用申請をするようお願いしております。

### 福祉課

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

### 【回答】

夜勤職員体制の充実を図ることは、重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向を注視しながら適切に対処していきます。

### 福祉課

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

### 【回答】

障害者福祉サービスの社会的理解を図ることは、重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向を見ながら検討していきます。

## 8. 予防接種について

### 健康課

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

### 【回答】

任意予防接種の公費負担については、近隣市町の状況を見ながら今後の課題とさせていただきます。

### 健康課

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

### 【回答】

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、接種費用のうち2,500円を自己負担していただいています。なお、市民税非課税世帯等の人については、全額市が助成し、無料で接種しています。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づいて実施する定期接種で、1回の接種と定められていますので、現在のところ2回目を任意で接種される方の助成まではしていません。

今後、他市町の状況も参考にして研究してまいります。

高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種については、2019年度以降も継続して

実施する予定で調整しています。

## 9. 健診・検診について

### 健康課

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

#### 【回答】

産婦健診は1回分を公費で負担しています。

産婦健診の回数については、厚生労働省児童家庭局長通知「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」に基づき、産褥の後期に受けると望ましい基準回数として助成しております。

### 健康課

② 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

#### 【回答】

妊産婦歯科健診として、妊娠中または産後1年までの間に受診できる歯科健診1回分を公費で負担しています。

### 健康課

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

#### 【回答】

保健センター（健康課）には、常勤の歯科衛生士が1名配置されています。また、必要に応じて、常勤以外に複数の歯科衛生士を配置し事業を実施しています。現在のところ、歯科衛生士を常勤で複数配置することは考えておりません。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

#### 市民窓口課

① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

#### 【回答】

機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

#### 市民窓口課

② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

#### 【回答】

機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

#### 市民窓口課

③ マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください

い。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

**【回答】**

マクロ経済スライドは年金制度の長期的・安定的運営のための制度であり、最低保障年金制度は国政の課題であると考えています。安心できる年金制度の確立については、機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

**長寿介護課**

- ④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

**【回答】**

国庫負担については増額を望んでいますので、国に対しては機会があれば要望していきます。軽度者については、サービスの低下にならないように努めていきたいと考えます。

安定雇用のための処遇改善には、市独自では困難な部分もありますので、国による適正な介護報酬設定や雇用主による取組が必要であると考えています。

**市民窓口課**

- ⑤ 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

**【回答】**

機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

**福祉課**

- ⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

**【回答】**

障害者が、地域で安心して生活できるよう社会資源を整備することは、重要なことと考えます。社会資源の拡充に向け働きかけを行いながら、福祉人材の確保に努めていきます。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

**市民窓口課**

- ① 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

**【回答】**

機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

**市民窓口課**

② 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

**【回答】**

機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者を対象として自己負担の全額助成、自立支援医療(精神通院)対象者については精神通院分の自己負担の全額助成を市単独事業で実施しております。

**市民窓口課**

③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

**【回答】**

機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

本市においては、ひとり暮らし老人の認定を受けた市民税非課税世帯に属す税法上の被扶養者になっていない人を対象として、自己負担の全額助成を市単独事業で実施しております。

**市民窓口課**

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

**【回答】**

機会を捉え、ご要望をお伝えしたいと考えています。

以上